

平成30年12月14日

**産業建設常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成30年12月14日（金曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

志賀勝利委員長

阿部眞喜副委員長

菅原善幸委員

志子田吉晃委員

伊藤博章委員

伊勢由典委員

---

出席議長団（なし）

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
水道部長	大友伸一	産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之
建設部次長 兼都市計画課長	本多裕之	市民総務部 財政課長	末永量太
産業環境部 水産振興課長	草野弘一	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
建設部 土木課長	星潤一	建設部 下水道課長	関陽一
建設部 復興推進課長	鈴木良夫		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主事	片山太郎

会議に付した事件

- 議案第 66 号 塩竈市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 67 号 塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び塩竈市水道事業給水条例の一部  
を改正する条例
- 議案第 69 号 平成 30 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 70 号 平成 30 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 71 号 平成 30 年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 73 号 平成 30 年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 74 号 平成 30 年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算
- 議案第 75 号 工事施行協定の一部変更について
- 議案第 77 号 塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第66号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」、議案第68号「塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第70号「平成30年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、議案第71号「平成30年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」、議案第73号「平成30年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」、議案第74号「平成30年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」、議案第75号「工事施行協定の一部変更について」、議案第77号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」の9件であります。

これより議事に入ります。

議案第66号、第68号ないし第71号、第73号ないし第75号、第77号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。また、「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」ほか8件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 それでは、建設部下水道課から、議案第66号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号2「平成30年第4回塩竈市議会定例会議案」と資料番号5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意いたします。

まず、資料番号2の2ページ、3ページをお開き願います。

今回の条例改正につきましては、2ページの下から3ページにかけて記載しております提案理由に述べますように、排水設備工事責任技術者の登録の有効期間等を宮城県内で統一するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、改正後の条例の施行日につきましては、附則に記載しておりますように、第10条の2及び第10条の3につきましては公布の日から、それ以外の条文につきましては平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、条例改正の内容についてご説明いたします。

資料番号5の6ページをお開き願います。

まず、1の概要についてでありますけれども、個人や事業所等が私有地内の汚水を公共下水道に接続するためには、市に登録された排水設備工事責任技術者、以下「責任技術者」と呼ばせていただきますが、責任技術者を有する指定工事店が工事をしなければならないということになっております。責任技術者の登録に関する期間や手続等、先ほど資料番号2でもお話ししたものと同一になりますが、県内で統一するための所要の改正を行うものでございます。

次に、2の責任技術者についてでございますけれども、公共下水道への接続工事を行う場合は、指定工事店は、工事に関する技術的な管理監督を行う責任技術者を専属させることとされております。その責任技術者になるためには、一般財団法人宮城県下水道公社が実施する試験に合格した上で、市への登録が必要となります。

3の条例の主な改正内容についてであります。

まず、今回提案させていただきました条例改正案の第8条の3関係の責任技術者の登録の有効期間の改正につきましては、責任技術者の登録の有効期間を、試験に合格した日以後において最初に到来する4月1日から5年とするものでございます。

次に、第8条の6関係の責任技術者の登録の更新の改正では、責任技術者の登録は、5年ごとに更新を受けなければその効力を失うとするものでございます。

4の条例の施行日についてであります。先ほどもご説明したとおり、第10条の2及び第10条の3につきましては公布の日から、それ以外の条文につきましては平成31年の4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、資料番号5の3ページから5ページには、今回の条例改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第66号につきましては、以上でございます。

○志賀委員長 木村環境課長。

○木村環境課長 それでは、産業環境部環境課及び水道部業務課から、議案第68号「塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について

ご説明いたします。

まず、議案資料No.5をご用意願います。議案資料のNo.5の12ページをお開き願います。

まず、1の今回の条例改正の概要についてであります。平成29年5月31日に学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学が創設されることになりました。これにあわせて廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び水道法施行令の一部が改正されたため、本市で定めております塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び塩竈市水道事業給水条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の専門職大学の概要についてであります。高度な実践力と豊かな創造力を持つ人材を育成する新たな高等教育機関として、4年制の専門職大学と2年制あるいは3年制の専門職短期大学が創設されます。

その特徴としては、企業での長期実習などを重視したカリキュラムにより、実践的な職業教育が実施され、変化の激しい社会に対応し、専門業務を牽引できる人材や新たなモノ、サービスを創出することができる人材を育成していこうとするものでございます。

専門職大学の課程につきましては、2年または3年による前期課程と、2年または1年の後期課程に区分されますが、前期課程を修了した者については、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされるものでございます。

3の条例の主な改正内容についてでございます。

まず、今回提案いたしました条例改正案の第1条関係の塩竈市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、第13条に一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について規定しております。また、第2条関係の塩竈市水道事業給水条例では、第41条に布設工事監督者の資格を、第42条には水道技術管理者の資格について規定しているところでございます。この2つの条例で定める資格の中で、短期大学に関する規定を専門職大学の前期課程を修了した場合も含むものとして、それぞれ改正しようとするものでございます。

4の改正後の条例の施行日についてですが、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、議案資料No.5の9ページから11ページは、条例の一部改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

議案第68号については以上でございます。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 続きまして、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、建設部復興推進課から当課所管分につきまして、資料番号4及び資料番号5を使いましてご説明させていただきます。

説明の都合上、恐れ入りますが、まず資料番号5の議案資料21ページをお開き願います。

初めに、塩竈市復興交付金事業計画についてご説明いたします。

1の復興交付金事業内訳書につきましては、本定例会に補正予算を計上しております復興交付金事業の一覧であり、一般会計では5事業を計上しております。補正理由は、いずれも決算整理に向けた事業費の補正を行うものでございます。

各事業の概要を申し上げますと、まずNo.(1)、野々島地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、現在施工中の地盤かさ上げ工事が中断なく進展するよう、続く工区の早期発注を予定しておりましたが、天候不順や地権者の皆様のご意向によるおくれから、年度内発注は困難と整理をし、新年度予算に再計上するため、係る工事費1億2,000万円を減額するものでございます。右側、財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で9,000万円、震災復興特別交付税で3,000万円の減となります。

次に、No.(2)、寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、計画しておりました道路工事の前提となります漁業集落排水管路の災害復旧工事が入札不調となりましたため、年度内着手は困難と整理をし、新年度予算に再計上するため、係る工事費等1億8,560万円を減額するものでございます。財源内訳としては、復興交付金のうち県からの間接補助として採択されております県支出金として225万円、復興交付金基金繰入金で1億3,575万円、震災復興特別交付税で4,760万円の減となります。

次に、No.(3)、寒風沢地区漁港施設機能強化事業につきましては、計画しておりました漁港施設のかさ上げ工事につきまして、近接する防潮堤災害復旧工事などの調整から、年内着手は困難と整理をし、新年度予算に再計上するため、係る工事費5,100万円を減額するものでございます。財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で3,875万円、震災復興特別交付税で1,225万円の減となります。

次に、No.(4)、海岸通地区震災復興市街地再開発事業につきましては、1番地区工事に係る施工者の決定に伴いまして、具体的な工事工程並びに本年度予定出来高が確定したため、残る出来高分につきまして、新年度予算に再計上するため、係る補助金2億8,586万8,000円を減

額するものです。財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で1億7,152万1,000円、その他基金繰入金として5,717万3,000円、震災復興特別交付税で5,717万4,000円の減となります。

次に、No.(5)、朴島地区小規模住宅改良事業につきましては、恐れ入りますが、同じ資料、資料No.5の37ページをお開き願います。

1の事業概要にございますとおり、同地区で県が施工しております防潮堤災害復旧工事と進度を合わせながら、雨水排水ポンプを整備するものでございますが、先般、国土地理院が震災以降の地盤隆起を踏まえました新しい水準点成果を公表したことに伴います修正設計費につきまして、復興庁の協議が整いましたことから、係る委託料412万6,000円を増額計上するものでございます。財源内訳といたしましては、一番下、3の事業費及び財源内訳にございますとおり、その他、米印1としております東日本大震災復興交付金基金繰入金で309万4,000円、一般財源、米印2の震災復興特別交付税で103万2,000円の増となります。

続きまして、各事業におけます予算計上の状況についてご説明いたします。

まず、歳出予算からご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料番号4、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

まず、13ページ上段、第6款農林水産業費第2項水産業費第7目復興交付金事業費で3億5,660万円を減額計上しておりますが、内訳の主なものを申し上げますと、右側の説明欄にありますとおり、第15節工事請負費で3億4,900万円など、それぞれ減額するものでございます。なお、これらは一番右側、事業内訳欄にあります野々島地区漁業集落防災機能強化事業、以下寒風沢地区漁港施設機能強化事業までに係る内容となります。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願います。

15ページ上側、第8款土木費第5項都市計画費第6目土地区画整理費として、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計の繰出金4,313万9,000円を減額計上しておりますが、こちらは後ほどご説明いたします。

次に、同じく第5項都市計画費第7目復興交付金事業費として、第19節負担金補助及び交付金で2億8,586万8,000円を減額計上しておりますが、内訳といたしましては、右側の説明欄、事業内訳欄にありますとおり、海岸通地区震災復興市街地再開発事業におけます復興交付金分の海岸通市街地再開発事業費補助金並びに市単独補助分の海岸通市街地再開発事業支援補助金に係る内容となります。

次に、同じ15ページ中段、第6項住宅費第2目復興交付金事業費として、第13節委託料で412万6,000円を増額計上しておりますが、内訳といたしましては、右側の説明欄、事業内訳欄にありますとおり、朴島地区小規模住宅改良事業に係る内容でございます。

恐れ入りますが、9ページ、10ページにお戻り願います。

9ページ上段から、第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費として、右側の事業内訳欄にございます国庫補助金等返還金費（復興交付金）として825万円を計上しております。こちらは既配分の復興交付金のうち、事業完了などにより不用が明らかになった額につきましては、通知に基づきまして、国に返還することと規定されてございますが、現在、埋蔵文化財発掘調査事業がこれに該当いたしますことから、今後適切に対応するため、係る予算を計上するものでございます。

次に、9ページ中段になります、第1項総務管理費第21目東日本大震災復興交付金基金費として5,132万7,000円を計上しておりますが、こちらは平成29年度決算の確定に伴いまして、各会計におけます東日本大震災復興交付金基金繰入金の不用額を積み戻す内容となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、同じ資料の3ページ、4ページをごらん願います。同じ資料、3ページ、4ページでございます。

まず、3ページ下側、第15款県支出金第2項県補助金第10目東日本大震災復興交付金225万円の減額につきましては、先ほどご説明いたしました寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業に係ります県支出金の財源となります。

続きまして、恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ上側、第18款繰入金第1項基金繰入金のうち、第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金2,200万円、下のほう、第7目ふるさとしおがま復興交付金基金繰入金のうち、6ページ側、説明欄の一番下となります3,517万3,000円が、海岸通地区震災復興市街地再開発事業に対する市単独補助の事業支援補助金の財源となります。

また、第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金4億9,139万8,000円の減額のうち、下水道事業及び北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計繰出金の繰り出し分を除いた額が、一般会計各事業の財源となっております。

最後に、5ページの中段、第2項特別会計繰入金のうち、第4目北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計繰入金として38万4,000円、同じく第5目藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計繰入金として286万4,000円をそれぞれ計上しておりますが、こちらは平成29年度決算の確定

に伴い、特別会計側の実質収支額を一般会計側で受け入れる内容でございますが、後ほど説明させていただきます。

復興推進課所管分の一般会計補正予算に係る説明は以上でございます。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野水産振興課長 私からは、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち水産振興課が所管しております、きょうは3件ほどご用意してございます。その内容をご説明申し上げたいと思いますので、まず資料No.4の補正予算説明書の13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

1点目は、水産加工業従業員宿舍の整備に係ります補助金の計上になります。

説明の都合上、歳出から説明いたしますが、第6款農林水産業費第2項水産業費第2目水産業振興費第19節負担金補助及び交付金の説明欄にございますとおり、水産振興事業費補助金として水産加工業の従業員宿舍の整備を行う事業者に対します補助金1,000万円を計上するものでございます。

この歳出に充当されます歳入予算につきましては、ページは戻っていただきまして、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

このページにございます第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金としまして、右側説明欄にありますとおり、塩竈市水産加工業従業員宿舍整備事業として1,000万円を繰り入れまして、その歳出の財源とするものでございます。

それでは、事業の中身についてご説明しますので、資料No.5、議案資料の32ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の事業概要についてですが、本件につきましては、東日本大震災により被害を受けた本市の水産加工業の生産能力の向上及び復興を促進するため、宮城県と協調して、中小の水産加工業者が実施いたします従業員確保のための宿舍整備に要する費用について補助するものでございます。今般、宮城県が補助申請を行ってございました本市の事業者1社が、県の補助金の交付決定を受けたことから、今後の申請に備えまして所要予算を補正するものであります。

2の事業内容につきましては、まず、(1)補助対象者は市内の水産加工業者等で、かつ宮城県が実施いたします水産業従業員宿舍整備事業費補助金の交付決定を受けた者として、

(2)の補助対象経費は従業員を新たに確保するため、市内に建築する従業員宿舍の整備、これは新築、修繕あるいは増築を含みます。これに要する経費となります。(3)補助率は、補

助対象経費から県の補助金、上限が2,000万円になりますが、これを控除した額の2分の1以内としまして、新補助金の交付の上限額は1,000万円としております。

3番の事業費及び財源内訳につきましては、先ほど補正予算説明書で申し上げましたとおり、事業費が、補助金が1,000万円、その財源としまして、ふるさとしおがま復興基金繰入金を活用するものでございます。

最後に、4のスケジュールにつきましては、本事業に係る宮城県の平成30年度の第1回募集で交付決定を受けた市内事業者が1社ありますことから、本件の補正予算をお認めいただければ、年明け1月に交付申請を受け付け、審査の上、速やかに交付決定を行いたいと思います。本件については以上でございます。

次に、補正予算説明書、資料No.4に戻っていただきまして、21ページ、22ページをお開きください。

2点目は、漁港施設の災害復旧事業に係る案件でございます。このページの第11款災害復旧費第1項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費の第15節工事請負費の事業内訳にございますとおり、漁港施設災害復旧費を2,992万6,000円減額するものでございます。

その歳入側ですけれども、同じ資料の3ページ、4ページにお戻りいただきたいと思えます。

先ほど申し上げました歳出予算の減額に伴いまして、ページにあります第14款国庫支出金第2項国庫補助金第6目災害復旧費国庫補助金第1節農林水産業施設災害復旧補助金を2,944万7,000円減額するものでございます。

それでは、事業内容について説明しますので、何度も済みませんが、今度は資料No.5の42ページをお開きいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

まず、本件の概要でございます。災害復旧工事として施工いたします23年災第9109号野野島漁港防潮堤災害復旧工事につきまして、隣接しております宮城県の毛無崎胸壁等災害復旧工事との工程調整の結果、本件の南側の一部工事を本年度ではなく、平成31年度に施工することになったため、本年度の当初予算に計上しておりました漁港災害復旧費の一部を減額補正する内容となっております。

2の工事概要につきましては、その防潮堤の復旧延長が263メートルで、工種は基礎工、本体工、被覆、根固工、上部工事等一式になります。本工事につきましては、ページ下の図にありますとおり、この水色とピンクを合わせました総延長の工事発注・施工を予定しております。

て、本年度予算に1億6,992万6,000円を計上しております。

一方、この図面の左側の地区、いわゆる毛無崎地区というところですが、そちらにおきまして、港湾河川、それと漁港海岸の災害復旧工事が施工中でございまして、この防潮堤全体を施工した場合、そちらの毛無崎側への資材の搬入における確保に支障を来すおそれがあるということから、宮城県と工事の調整を行いまして、ピンク色のあります南側の一部76メートルをその工事の進捗に合わせて平成31年度に行うということとしたため、まずこれを現行とし、今年度はこの図にあります水色の187メートルに係る予算執行、予算額にして1億4,000万円として対応することになったこととさせていただきます。

結果、3の事業費及び財源内訳にありますように、今年度不用となります歳出予算2,992万6,000円を減額し、あわせまして充当財源としておりました国庫補助金を2,944万7,000円、それに一般財源、こちらは震災復興特別交付税になりますが、こちらを47万9,000円減額するものであります。

本件については以上であります。

最後に、3点目ですが、漁業集落排水事業特別会計からの繰入金についてご説明しますので、資料No.4に戻っていただきまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

こちらは一般会計の歳入予算になります。

第18款繰入金第2項特別会計繰入金第2目漁業集落排水事業特別会計繰入金に1,573万7,000円を計上しております。こちらは漁業集落排水事業特別会計における平成29年度の決算の実質収支分の精算分を特別会計から一般会計に繰り入れするものでございます。後ほど漁業集落排水事業特別会計の補正予算も計上しておりますので、詳しくはそちらでご説明申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 続きまして、建設部土木課関連の一般会計補正予算についてご説明いたします。

初めに、資料No.4、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

第8款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路維持費で16ページ右側の事業内訳にありますように、道路維持修繕工事費として250万円の需用費、その他の需用費、修繕料の増額補正を

計上しております。こちらにつきましては、後ほどご説明申し上げます。

また、同じく下段のLED街路灯導入事業として、使用料及び賃借料、機械賃借料1,186万5,000円の減額補正を計上させていただいております。こちらにつきましては、本市が管理する約670灯の道路照明施設をリース方式によりLED灯へ切りかえ更新するもので、今年度1,186万5,000円を計上させていただいております。

本事業は平成31年度から平成40年度までの間、1億1,864万5,000円の債務負担行為をお認めいただき、10年間のリース契約によりLED等の機器を使用するものとしておりました。今年度は街路灯の現況調査や切りかえ工事を行い工事完了した街路灯から順次使用し、リース料を支払うこととしておりましたが、リース料の支払いは新年度から開始となったため、今年度支払い予定額の金額を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、同じ款項の第3目道路新設改良費で、事業内訳にありますように、市道整備事業費として2,100万円の工事請負費の増額補正を計上しております。こちらにつきましても後ほどご説明いたします。

次に、財源となる歳入についてご説明いたしますので、同じ資料の7ページ、8ページをお開き願います。

第21款市債第1項市債第4目消防債、緊急防災・減災事業債で8ページの説明欄のとおり、市道整備事業（緊急防災・減災事業）を2,100万円の増額補正を計上させていただくものです。

次に、地方債変更についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.3、「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」の4ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1. 変更、起債の目的「緊急防災・減災事業債」について、限度額8,060万円を1億720万円に変更するもので、2,660万円増額いたします。この増額のうち2,100万円が土木課所管となります。

それでは、主な補正予算の事業概要についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.5、議案資料の33ページをお開き願います。

初めに、道路付属施設の修繕についての事業概要になりますが、1にお示ししておりますとおり、ことし6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で、コンクリートブロック塀の倒壊により、小学生が犠牲となる事故が発生しました。これを受け、本市では、歩行者や車両等の安全を確保するために、地震等で倒壊するおそれのある道路付属施設等の緊急点検を実施

し、その結果、早期に補修等が必要な道路附属施設の修繕を行うため、補正予算を計上するものでございます。

続きまして、補正する内容でございますが、2の修繕内容にあるとおりでございます。道路附属施設修繕として、道路反射鏡6カ所、道路照明灯4カ所、ガードレール11カ所、ネットフェンス30メートルとなります。

事業費及び財源内訳については、3にお示ししておりますとおり、事業費250万円のうち全てが一般財源の250万円となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたなら、速やかに契約手続を進め、今年度の完成を目指してまいりたいと思います。

続きまして、同じ資料の34ページをお開き願います。

市道整備事業（緊急防災・減災事業）についてご説明申し上げます。

初めに、本事業の位置でございますが、5の工事箇所を図のとおり、新富町地区において国道45号線から第三中学校へ向かう市道新富町笠神線が事業箇所となります。図面上、茶色でお示ししているのが本線と国道45号線の位置で、赤く着色した2カ所が今回整備する箇所となります。

続きまして、1. 概要についてご説明いたします。

市道新富町笠神線については、豪雨などにより道路法面の一部に滑りが生じるとともに、路肩の変状が確認されております。また、当該箇所に浸透した雨水は、法面表層部の安定化を低減させ、さらなる変状の要因となっております。これまで2工区に分けて法面对策工事を計画してはりましたが、早期に地域の道路環境保全と安全性を高めるため、一括で整備するための不足する予算について補正を計上するものでございます。

続きまして、2の整備内容についてご説明申し上げます。

法面对策工事全体で延長67.1メートルとなり、このうち当初予算では6,300万円の予算を計上しております。一括での整備では予算不足が生じるため2工区に分け、今年度は南側の②工区、31.1メートル区間において、10月に発注いたしましたが、応札者なしで不調となっております。このため、不調によるおくれを取り戻し、早期に地域の道路環境保全と安全性を高める必要があることから、2工区を一括して整備することとし、不足する工事費2,100万円を増額補正させていただき、今年度の予算総額8,400万円で整備事業を行うものです。

事業費及び財源内訳につきましては、3にお示ししておりますとおり、補正増額となる事業費

2,100万円については全て地方債の緊急防災・減災事業債で計上しております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたなら、速やかに契約準備を進め、年度内の完成を目指してまいりたいと思います。

土木課からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多建設部次長兼都市計画課長 都市計画課関連の一般会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料No.4、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。

第8款土木費第5項都市計画費第2目街路事業費で16ページの右側の事業内訳にありますように、都市再生整備事業計画事業として、9,000万円の工事請負費を計上し、本塩釜駅駅前広場の整備を行おうとするものであります。

次に、財源となる歳入についてご説明をいたします。

同じ資料の3、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第4目土木国庫補助金に社会資本整備総合交付金として3,600万円を計上いたしております。

続きまして、同じ資料をめくっていただきまして、5、6ページをお開きください。

第21款市債第1項、申しわけありませんが、もう1ページめくっていただきまして、第3目土木債に都市再生整備事業計画事業といたしまして4,860万円を計上しております。

恐れ入ります、資料No.3をお開き願いたいと思います。資料No.3の4ページをお願いしたいと思います。

こちらは地方債の関係でございますが、第3表地方債補正といたしまして、都市再生整備事業、整備計画事業に係る地方債の限度額を今の2,080万円から6,940万円へ変更を計上するものであります。

それでは、具体的な事業内容につきましては、資料No.5、議案資料の35ページでご説明させていただきます。

本塩釜駅駅前広場の整備につきましては、第3期都市再生整備計画に基づきまして、駅前広場の機能強化、あるいは利用者の安全性・快適性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金を活用しながら、門前町の玄関口にふさわしい整備を行おうとするものであります。

具体的な事業内容であります。施工面積は、5の配置計画図に着色してある部分のエリア

で、約3,080平方メートルであります。

工事の内容でございますが、こちらに記載がありますとおり、舗装工、縁石工のほか、記載の内容となりますが、主な内容につきましては、次の36ページの完成イメージ図をご説明をさせていただければというように思っております。

まずは、交通利便性の向上という視点を挙げておりますが、駅出入り口の正面に路線バスの停留所を移設いたします。また、広場内ですが、区画整理や路面標示によりまして、一般車やタクシー、バスがスムーズに安全に走行できるように配慮をしたいと思います。また、各乗降場にはルーフの設置等を行いながら、送迎車両の待機場所として5台分の無料駐車スペースを整備させていただきたいと考えております。

次に、バリアフリーの面でございますが、広場内の車道部でありますけれども、全体になりますが、かさ上げを予定しておりまして、歩道と車道部の段差を解消してまいりたいというように考えております。

また、駅出入り口付近に、ちょうど水色で表示しておりますが、福祉車両乗降スペースを設置いたします。さらに、図の右側、右上の、以前、パン屋さんがあったあたりの横断部になりますが、そちらには横断部にも点字ブロックを設置いたしまして、歩行の安全性の向上を図っていくというような対応を考えております。

次に、景観面の配慮といたしましては、歩道部を石畳風にいたしまして、北浜沢乙線との景観との調和を図ります。また、駅をおりて見た景観といたしまして、庭園を少しイメージした装飾、あるいは植栽なども季節感のある植栽を取り入れまして、お客様をお出迎えする玄関口にふさわしい空間づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

恐れ入ります、35ページにお戻り願いたいと思います。

これに係る事業費、あるいは事業財源でございますが、事業費は先ほど説明したとおり9,000万円、うち社会資本整備総合交付金といたしまして3,600万円、一般財源といたしましては540万円となっております。

今後のスケジュールでございますが、予算をお認めいただきましたら発注準備を進めまして、できるだけ速やかに工事着手できるように取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 それでは、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、下水道

課所管に係る部分についてご説明いたします。

資料番号4番、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出のほうからご説明させていただきます。

歳出であります。第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費でございますが、16ページ右側の事業内訳欄にありますとおり、下水道事業特別会計への繰出金を1億8,644万1,000円減額とするものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料、5ページ、6ページをお開き願います。

歳入であります。第18款繰入金でございます。第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額補正4億9,139万8,000円でございますが、このうち右側の6ページの説明欄にあります下水道事業特別会計繰出金を3,056万9,000円を減額するものでございます。

続いて、第18款繰入金第2項特別会計繰入金第1目下水道事業特別会計繰入金でございますが、下水道事業特別会計から一般会計への繰入金3,190万2,000円を増額補正として計上するものであります。

事業の内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算におきましてご説明いたします。

下水道課の一般会計に関する部分につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第70号「平成30年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

資料番号4番、補正予算説明書の31ページ、32ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

総務費でございます。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費を1,500万円の減額補正として計上するものでございます。内訳は、第27節の公課費でございますが、平成29年度分の消費税について9月に確定申告を行ったところ、還付されるということになりましたので、補正するものでございます。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。

公債費でございます。公債費につきましては、消費税の還付が発生したことから財源の振りかえを行うものでありまして、一般財源より1億5,274万8,000円減額しまして、同額を特定財源のその他へ振りかえするものであります。

次に、35ページ、36ページをお開き願います。

災害復旧費でございます。第4款災害復旧費第1項災害復旧費第1目災害復旧費を4億2,620万3,000円増額補正として計上するものでございます。内訳は、主に第15節の工事請負費でございますが、災害復旧工事受注業者の破産に伴う工事再発注の予算として計上するものであります。なお、この内容につきましては、後ほどまた詳しくお話しさせていただきます。

次に、37ページ、38ページをお開き願います。

復興事業費でございます。第5款復興事業費第1項復興事業費第1目復興交付金事業費といたしまして、事業の進捗などを考慮いたしまして補正前の額7億5,768万5,000円から4,162万円減額しまして、7億1,606万5,000円に減額補正するものでございます。

内訳といたしましては、主に第15節の工事請負費でございます。その事業の内訳につきましては、一番右側の事業内訳欄に事業名、補正額が記載されております。決算整理による減と、復興庁と協議を行った結果、藤倉二丁目地区から北浜地区区画整理関連下水道事業への流用分も含めまして、北浜地区区画整理関連下水道事業が6,769万4,000円の増となっております。

次に、39ページ、40ページをお開き願います。

諸支出金でございます。第6款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金でございます。下水道事業特別会計から一般会計への繰出金でございますが、9月の定例会でお認めいただいた平成29年度決算での黒字額を一般会計へ戻し入れするということとなります。補正額は3,190万2,000円となります。先ほどご説明させていただいた一般会計補正予算の下水道特別会計繰入金と同額となっております。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料を戻りまして、29ページ、30ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金第1項国庫補助金第2目災害復旧費国庫補助金としまして、補正額4億757万6,000円の増となっております。内訳につきましては、歳出でもご説明させていただきましたが、請負業者の破産に伴う工事再発注の予算として計上するものでございます。

次に、第4款繰入金でございます。第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金といたしまして、補正額1億8,644万1,000円の減となっております。主な内容は、歳出でご説明させていただいた各事業の減となっております。こちらの一般会計補正予算の歳出と同額となっております。

第5款諸収入でございます。第5款諸収入第1項雑入第1目雑入といたしまして、補正額が

1億3,774万8,000円の増となっております。主な内容は説明欄に記載がありますが、消費税の還付金となっております。

第6款市債でございます。第6款市債第1項市債第3目災害復旧事業債、第5目復興事業債については、歳出で補正となった事業の市債分で、補正額が1,070万円の増となっております。

第7款でございます。第7款繰越金第1項繰越金第1目繰越金としまして3,190万2,000円の増となっております。歳出で説明いたしました一般会計繰出金と同額となっております。

続きまして、債務負担行為の補正につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料番号3番の8ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、公営企業災害復旧費を追加いたしまして、限度額を10億円、平成32年度までの期間として債務負担行為の限度額を設定するものであります。

次に、第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、災害復旧事業費の増額補正に伴いまして、公営企業災害復旧事業の限度額を600万円から370万円増額いたしまして970万円に、また公営企業復興交付金事業の限度額を2,520万円から700万円増額し、3,220万円に変更するものであります。

続きまして、北浜地区災害復旧工事についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料番号5の43ページをお開き願います。

1の事業概要でございますが、先ほどの繰り返しになりますが、下水道施設の災害復旧工事につきましては、平成23年度より市内各所で実施しておりましたが、このたび北浜地区で工事を行ってございました受注業者の埼玉県に本社のあった株式会社エム・テック仙台支店が工事履行不能となったことから、残った工事の速やかな再発注、施工に向けて、必要な事業費を計上するものでございます。

2の残工事に係る整備内容及び全体事業費でございますけれども、①の工事期間は、平成30年度から平成32年度まででございます。

②の整備内容につきましては、後ほど図面でも説明させていただきますが、北浜公園の地下に設置する調整池整備、調整池から排水を行う圧送管整備、調整池へ雨水を導く管渠整備となっております。

③の事業費につきましては、平成30年度が今回補正予算で計上させていただいた4億2,620

万3,000円、平成31年度が7億円、平成32年度が3億円となっております。

3の事業費及び財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

4のスケジュールでございます。今定例会で補正予算をお認めいただけましたら、平成31年1月には契約手続を行いまして、平成33年3月までに竣工の予定となっております。

続きまして、事業箇所につきましてご説明いたしますので、次のページ、恐れ入りますが、44ページをお開き願います。

A3判カラーの資料になりますけれども、北浜地区、塩釜警察署付近の図面になります。その中で、図面中央よりやや右側の緑色で着色している部分が北浜公園内に設置する調整池でございます。その調整池から図面右側へ延びている青色の線が圧送管になります。調整池の左方向に延びている赤い線が管渠となります。写真につきましては、左側に現在の国道45号線に設置している覆工板の写真が2枚になります。真ん中の下の写真につきましては、スーパーマーケット前の舗装仮復旧の状態の写真でございます。それと、右側が調整池の現在の状況でありまして、公園内を掘削した状態というようになっております。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野水産振興課長 続きまして、私からは、議案第71号「平成30年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げたいと存じます。

資料No.4、補正予算説明書の43、44ページをお開きください。

こちらは歳入歳出予算の事項別明細書の総括表になります。表中にございますとおり、歳入予算ともに1,573万7,000円を増額補正するものであります。この補正予算は、去る9月定例会におきまして認定していただきました平成29年度決算の実質収支額の精算分を一般会計に戻し入れするため、一旦このページ左側の歳入予算に受け入れた後に、同額をこのページの右側にあります歳出予算に計上しまして、一般会計に繰り出しをするものでございます。

続きまして、次のページ、45ページ、46ページをお開きください。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金の前年度繰越金に1,573万7,000円を増額計上しております。これは先ほど申し上げました平成29年実質収支の精算分を一旦受け入れるものでございます。

続きまして、その次のページ、47、48ページをお開きください。

歳出予算になりますが、こちらの第4款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金の第28節繰出金に歳入と同額の1,573万7,000円を増額計上しております。この精算金、いわゆる実質収支の黒字分といいますか、こちらにつきましては、その特別会計側で配水管路の災害復旧工事への予算といたしまして、平成28年から平成29年に予算を繰り越しておりました。しかしながら、平成29年度におきまして工事を発注しましたが不調となっただけで、結果、その予算が執行されなかったということになります。その繰り越した予算の中に財源として震災復興特別交付税が充当されておりまして、その現金ももう既に繰り越されている状態だったということで、それを一旦予算を通して一般会計でお返しするというような措置になります。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 続きまして、議案第73号「平成30年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」並びに議案第74号「平成30年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」を合わせましてご説明をさせていただきます。

一般会計と同様、塩竈市復興交付金事業計画の内容からご説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料番号5、議案資料の21ページをお開き願います。

表中、No.(10)、北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業が復興推進課所管の事業でございます。補正理由につきましては、決算整理に向けた事業費の補正を行うものでございます。

概要といたしましては、JR仙石線高架と区画整理で整備いたします道路の交差部分におけます安全対策工事の額が確定いたしましたこと、及び委託料、補修費等を精算いたしまして、その一部につきましては新年度予算に再計上するため、区間工事費委託料等4,313万9,000円を減額するものでございます。

財源内訳といたしましては、復興交付金基金繰入金で3,615万2,000円、震災復興特別交付税で698万7,000円の減となります。

続きまして、予算計上の状況についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、資料番号4、補正予算説明書の59ページ、60ページをお開き願います。

まず、歳出予算でございますが、第1款事業費第1項事業費第1目事業費で4,313万9,000円を減額計上しておりますが、主な内容といたしましては、右側の説明欄にございますとおり、第13節で委託料2,336万9,000円など、それぞれ減額するものでございます。

次、61ページ、62ページのほうをごらん願います。

61ページの上段、第2款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金といたしまして38万4,000円を計上してございます。こちらは一般会計の説明の中でも申し上げましたとおり、平成29年度決算額の確定に伴いまして、特別会計側で生じた実質収支額を一般会計に積み戻す内容でございます。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、57ページ、58ページにお戻り願います。

57ページ上段、第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金で4,313万9,000円を減額計上しておりますが、こちらが事業の財源となります。

下のほう、第2款繰越金第1項繰越金第1目繰越金38万4,000円が一般会計繰出金の原資となるものでございます。

続きまして、藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計についてご説明させていただきます。

同じ資料、67ページ、68ページをお開き願います。

まず、歳出予算でございますけれども、67ページ上段、第2款諸支出金第1項繰出金第1目他会計繰出金として286万4,000円を計上してございます。こちらも北浜地区と同様、平成29年度決算の確定に伴いまして、特別会計側の実質収支額を一般会計へと繰り出す内容でございます。

歳入予算についてご説明いたしますので、65、66ページにお戻り願います。

第2款繰越金第1項繰越金第1目繰越金として歳出予算と同額の286万4,000円を計上しており、こちらは一般会計繰出金の原資となるものでございます。

復興推進課所管の北浜地区並びに藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計補正予算に係る内容は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野水産振興課長 続きまして、私からは、議案第75号「工事施行協定の一部変更について」ご説明を申し上げます。

まず、議案資料、資料No.2になります。資料No.2、「平成30年第4回塩竈市議会定例会議案」、これの9ページをお開きください。よろしいでしょうか。

本議案は、平成30年2月8日付で宮城県と締結いたしておりました、浦戸野野島漁港毛無崎護岸の災害復旧事業に係る工事施行協定の内容に変更が生じたため、変更後の額が1億5,000万円を超えることになったため、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、提案させ

ていただくものでございます。

1の協定名は、東日本大震災による港湾災害復旧事業と隣接する野野島漁港毛無崎護岸災害復旧事業に係る工事施行に関する協定でございます。

2の協定金額は現協定が1億4,962万4,000円、これを2億2,049万9,000円に変更しようとするものでございます。

3の協定の相手方は宮城県知事となります。

では、内容についてご説明申し上げますので、資料No.5、議案資料の45ページをお開きください。A3判でございますので、見開いてご用意いただければと存じます。

この浦野々島の毛無崎地区につきましては、この資料の平面図にありますとおり、左側に当たる南側から、その濃い青で示しております、こちらが宮城県の港湾事務所が管轄いたします港湾海岸、その隣の薄い水色が、これも宮城県の仙台土木事務所が管理しております河川海岸で、その一番右側の赤い部分が本市が管理します第一種漁港の海岸ということになりまして、この3つが隣接区域となっております。

この地区につきましては、この工事施行の際に必要なバックヤードとか搬入路が非常に狭隘でして、それぞれこの海岸の管理者が個別に工事を発注した場合、その資材置き場、あるいは車両動線の確保など、そういった工程調整が非常に困難な地域であります。

このことから、管理者間で協議を継続的に行いまして、結果、宮城県が、これは港湾事務所になるのですが、一括して工事を発注する方式を採用しました。その後、本市と県の間で平成30年2月8日付で工事施行を協定し、本市としましては、宮城県に工事を委託したところでございます。

この協定の締結時点では、その一部を護岸復旧工事の概算設計をもとにしていたため、その事業費がまだ全てコンプリートされていなかった、あとさらには、それに基づき県が設定しました受託枠、塩竈市の受託枠についても、今後不足が生じるのではないかとということが予測されておりました。しかしながら、その一方、工事の早期発注と完成を目指すために、暫定的に県の受託枠に合わせて、その協定を締結したという経過があります。

今回、それまでの間に設計も完了いたしまして、護岸の復旧及び陸間やその他増嵩分を含めた全体事業費が確定するとともに、宮城県におきましては、去る9月の県議会定例会におきまして、塩竈市分の受託枠の拡大の補正が議決されたということで、県の受け入れ態勢が整ったことから、その宮城県に対します委託金額を7,087万5,000円増額するため、本協定の変更を行

うものであります。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 続きまして、議案第77号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料番号2の定例会議案の11ページをお開き願います。

塩釜港旅客ターミナル、マリンゲート塩釜につきましては、現行の指定管理期間が平成30年度末となっております、次期の指定管理者を指定するために提案するものでございます。

審査の結果、現指定管理者であります塩釜港開発株式会社が候補者として選定されまして、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなります。

それでは、候補者の概要、審査の結果についてご説明させていただきますので、資料番号5、定例会議案資料の49ページをお開き願います。

審査結果の内容についてご説明いたします。

まず、1の経過でございます。10月15日から本市ホームページで公募を開始いたしまして、11月2日の締め切りまでに今回提案の候補者1社からの応募となりました。11月7日にプレゼンテーションによる審査を行いまして、候補者の選定を行ったところでございます。

2の審査の方法ですが、審査は本市選定委員及び外部有識者によって賑わいに繋がる事業提案やテナント誘致など13項目を5段階で、重点項目については5段階の2倍換算で評価をしまして、100点満点で平均点70点以上を指定管理者としての選定基準としております。

3の審査の結果ですが、選定委員及び外部有識者の平均点は70.3点となりまして、選定基準である70点を上回ったことから、塩釜港開発株式会社を候補者として選定いたしましたところでございます。

次ページ、50ページには、審査基準項目ごとの平均点数をお示ししております。4番の基本方針・事業計画など、色つき部分につきましては、重点項目といたしましたものでございます。

49ページにお戻りいただきまして、4の評価のポイントをお示ししておりますが、これまでの実績からテナントとのコミュニケーション作りやイベント開催による賑わいの創出、単年度赤字を解消するための節減対策等の取り組みを評価したものとなっております。

一方で、審査委員の皆様からは、今後のテナント誘致への積極的な取り組み強化や接遇など、ソフト面での改善等を進めてほしいなどの意見が出されたところでございます。

51ページから56ページまで募集要項、57ページから65ページまで指定管理業務仕様書、66ページ以降につきましては、会社から出されました事業計画書を載せております。ご参照お願いいたします。

議案第77号についての説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か確認させていただきたいと思います。

まず、資料No.5を中心に確認させていただきますけれども、33ページの議案第69号の一般会計補正予算から、道路付属施設の修繕について、確認させていただきたいと思います。

ことしのお大阪府北部地震を受けまして、ブロック塀が大々的に、全国的に倒壊のおそれがあるということで、今回の事業もこの一部の中に入ってきていると思います。今回、市内に道路の点検を行って、危険箇所の修繕に至ったわけでございますけれども、今回の修繕の箇所は緊急を要する、倒壊のおそれがあるということでございます。今回、この修繕内容を見ますと、21カ所。ネットフェンスが、何カ所かわかりませんが、この部分以外は大丈夫なのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

調査結果ですけれども、まず喫緊に直さなければいけないところが2カ所ございました。その内訳といたしましては、カーブミラーのミラーの部分が落ちそうになっていたとか、あとは公安委員会で管理している規制看板がちょっと不都合だったということで、それらにつきましては、カーブミラーについては我々で行い、規制看板については警察に依頼し、修繕を行っていました。

今回補正で上げさせていただいています、こちらの部分について、緊急に直さなければならぬということで、全てですね、ネットフェンスは、これは30メートルとなっていますけれども、2カ所でございます、合計23カ所となっております。こちらの部分について修繕を行えば、当面はほかのところも若干は万全ではないのですけれども、要観察ということで対応できるということで判断いたしました。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 おおむねわかりました。そこで、この財源の内訳でございますけれども、今回補正

予算が250万円ということで財源が出されたわけですが、この23カ所を見ますと、ガードレール、それから道路の照明灯、それから反射鏡6カ所、ガードレール11カ所もあるわけでございまして、その金額で足りるのか、どのような修繕を行っていくのか、その辺を確認させていただきます。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

こちらにお示ししていますのは、ガードレール11カ所でございまして、内訳といたしましては、ガードレールの「袖」と呼ばれるガードレールの端部の部分ですね、そちらが欠損、外れておりなくなっていたものが5カ所ございました。こちらについては、その「袖」の部分を新たに設置するというので計上しております。残り6カ所につきましては、同じく一部「袖」の部分の変形していたりということですので、そちらの部分の補修ということで6カ所計上しております。

以上となります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ただ、この辺の補修に関しては、最小限に金額が試算されていると思いますけれども、そこで試算された中でも、倒壊のおそれがあるという危険箇所ということで、緊急にやらなければいけない部分があると思いますので、ぜひともこの金額よりもかかる場合には、やはり通行の安全を期しまして、ぜひとも早急な予算を組まなくちゃいけない部分があるかなと思いますので、ぜひともその辺も重視していただきたいなと思います。

次に行きます。同じく資料No.の34ページでございます。市道整備事業についてちょっと確認させてください。今回、新富町笠神線の市道整備ですが、第三中学校の通学路にもなっていると思います。私もここをよく通りますけれども、夕方の雨の日は大変危険な箇所でありまして、ちょうどカーブになっている箇所は相手方の下から来る車とか、上からの車がほとんど見えないような状況であります。大変危険な箇所でありまして、そこで今回の路面の部分を見ても、亀裂が入っている部分も多少あるかなと思います。

そういったことも考えて、今回の補正予算でのり面の修復をしていくという形でございますけれども、先ほど説明がありましたけれども、この大変狭い道路でありまして、一気にやると思うのですけれども、どういったのり面の作業をやっていくのか、その辺の詳しい話をお聞かせください。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

今回の工事の方向につきましてご説明いたします。資料No.5の34ページの5番の工事箇所図の右上のほうにA⇔A'断面図というものを記載させていただいております。こちらが今回工事する新富町笠神線の断面図となります。黒字でお示しさせていただいているのが現況の地形図となっております、赤で示させていただいているのが今回のり面対策を行う施工図となっております。

今回の工事につきましては、上部の道路のほうに掘削機械を設置いたしまして、のり面の上部のほうから順を追って掘削し、コンクリートパネルの「パンウオール」と呼ばれるものを設置しながら、図面で示している、この補強材を挿入してのり面の崩壊防止とのり面の保護を実施していきます。

施工に当たりましては、上部に掘削機械を設置いたしますので、作業時は基本的に片側交互通行で施工させていただきたいと思っています。なお、作業時以外につきましては、基本、開放するような方向で検討しております。

以上となります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。片側通行で今回作業を行っていくということでの話がございました。通学路で朝方は9時までは一方通行になっているかなと思いますけれども、先ほど私も言いましたけれども、大変狭い道路でかなり下から来る車がスピードを出している部分もございますので、また、いつ起こるかわからない、やはりゲリラ豪雨ももう頻繁に今、近年起きておることから、やはりそのり面を、私も見たことがあるのですけれども、かなり崖崩れになっていまして、もういつ倒壊してもおかしくないような状況もあるのかなと思っておりますので、ぜひともこの辺の強化も含めて、そのり面の部分、ほかにも多分あるかなと思いますので、この辺も含めて今後、子供たちが安全に通れる通学路を目指して行っていただきたいなと思います。

次に行かせていただきます。同じ資料No.5、35ページでございますけれども、本塩釜駅前広場整備事業についてございます。先ほど説明がありました。先日の総括質疑でも浅野議員が概要について質疑をされておりましたので、今回、私からは1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

この地域交流拠点として、駅前広場の機能強化を利用した安全快適の向上を図ることを目的といたしまして、今回駅の中ですね、駅ナカですね、観光案内所、それから店舗、飲食店がオープンされました。さらに、門前町として、塩竈の玄関口として、にぎわいを期待するものがございますけれども、そこでお伺いしたいのですけれども、この本塩釜駅前の水路が、駅前のドラッグストアの裏側になると思いますけれども、水路があった場合には、道路がかなりかさ上げして整備されたと思います。次にはこの整備も北浜沢乙線の市道整備を行っていくと思うのですが、今回の駅前のバリアフリーになっている水路、多分バリアフリーになるわけがございますけれども、そのときの雨水の流れ等はどのようなふうになっているのか、対策等はどのようにされているのか、安全面で大丈夫なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 委員がご心配しているのは、多分、北浜沢乙線が今度高くなることによりまして、駅前のほうの水の流れということで、駅前広場の雨水対策ということでお答えさせていただければなと思っています。

それで、36ページの完成図でご説明いたしますが、今回土木課で、この前の道路のほうの整備を行いまして、ちょっとこの完成予想図の中で誤解があるのですけれども、基本的に道路の附帯につきましては、道路の側溝の排水、側溝で全て受けるというような考え方になっておりますが、この完成予想図を見ますと、出入り口の部分に側溝がないということのご心配だと思いますが、これは道路整備の中できちんとこの横断部分にも側溝が配置されるということで、道路の雨が駅前広場に流れることはないという前提でまず考えていただければと思います。

その上で、駅前広場内の排水ということになりますが、駅前広場内の排水につきましては、基本的には車道と歩道の部分の側に流すような形に、側溝を設けまして、縁を通るような形でずっと側溝を設けまして、基本的にはそちらに排水を誘導するような勾配をとります。それで、最終的には流末箇所になりますが、それは以前はパン屋さんがあった、前の観光案内所があった、こちら側のほうに水の流れを誘導するような形で排水をとるという形になっておりますので、ご説明させていただきました。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 おおむねわかりました。側溝は、ちょっとここには見えていないというような形で、八百屋さんのほうに水路がずっと流れるのだと思います。大体理解ができました。

今回、駅前広場ということで本当に一新されるわけですがけれども、そのほかにもやはり門前町ということで玄関口でございますので、これから景観のことも一部、このほかにも再開発のほうでも新しくなって、その周りと神社の参道口までの、1つの部分としてこれからも整備していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、43ページの議案第70号、北浜地区災害復旧事業について、1点だけ質疑をさせていただきます。今回、エム・テックの破産が起きて、工事が大幅におくれるわけでございますけれども、工事の完成まで災害がないように本当に心配されるところでございますけれども、やはりいろんなスケジュールを見ますと、契約の手続が平成30年1月までになっていますが、契約のめどというものは、現在の状況を、請負も含めてお伺ひしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 エム・テックの残工事の分についての契約にご質疑をいただきました。各委員もご存じのとおり、これは一度やったものを改めてまた発注しなくちゃいけないというような状況で、ゼロからつくり上げるのではなくて、途中からつくり上げるということで、なかなか引き受け手がないだろうと我々は見ております。しかし、今予算を計上しておりますので、実際、契約関係で動ける状況ではありませんが、やはり宮城県でも心配されておまして、一定程度の指導等が入っております。早急にやはり契約準備に入るためには、いろいろ方法があるだろうと。1つは、通常的一般競争入札を行っていくという方法と、新聞でもいろいろと報道されておりますが、特命随意契約というような方法もあるだろうと。

いずれにしても、今、工事内容が極めて、残工事の部分については、引き受け手がかなり難しい部分もありますので、これから我々も県に相談をしながら、どうやったらその残工事がうまくいくか、うまく契約ができるか、こういった部分については、予算がつき次第、早急に県の指導に、指示、ご相談に従いまして、早急に契約手続に入りたいと思っております。

以上であります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。人の仕事を継続するというのは、大変厳しいかなという思いはあります。初めから契約も、計画もやり直す部分も多少あるかなと思いますので。ただ、1つ、やはり災害がなければ、この北浜のこの水路関係をとどめていいのですが、やはり大雨とか豪雨があった場合にまた災害がなければいいなと思っておるわけでございます

ので、ぜひとも早急な対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この部分以上で終わりますけれども、次、48ページの議案第77号について質疑をさせていただきますと思ひます。

ここで、塩釜港旅客ターミナル指定管理候補者の概要について、今回新たに出されました。先般、総括質疑で各議員も、また山本議員からもいろんな質疑もございまして、ある程度の話は聞きましたけれども、まず今回、今委員会でございまして、ちょっと中に入りまして質疑をさせていただきますと思ひます。

今まで塩釜港開発株式会社の評価基準、計画、戦略について、市長からお話ございました。私も今期、従業員が5名から4名になって、イベント、チャレンジショップ的な、さまざまなイベントを組んで、出店に努力しているということが高く評価するものでございます。

それで、営業成績は2カ年続けて、今回赤字決算になりましたが、そこでこの要因として周辺の災害復旧工事が挙げられているということも書かれておりました。また、テナント撤去が続き、収益が下がっているということも出されておりました。

これに対しまして、テナントの、市からテナントのレイアウトの見直し、また家賃の見直しを検討されるということもありましたけれども、この内容についてどのようにされるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 テナント誘致についてのご質疑でございました。テナント誘致につきましては、やはりイベント開催後、にぎわいの創出からの外部からの出店、特に今から起業したい方ということで、チャレンジショップ的なものから、テナント入居につながるような取り組みというものを会社でも考えているようでございます。

あと、レイアウトにつきましては、確かに今、震災後、レイアウト、改修をしたのですけれども、今、区画はもう決まっているので、その利用、テナントに入りたい方が自由に区画の広さを決められないという面もありますので、もちろん今後必要なことだということに思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、菅原委員から、料金の見直しも会社として検討しているということでございますが、ご承知のとおり、これは公の施設でありまして、塩釜港旅客ターミナル条例で料金

は規定されておりますので、今、市としては料金の見直し等については、現在は今検討して  
ございませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。この間、質問から家賃の見直しというのがちらっと出ていましたの  
で、今ここで質疑をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

おおむねわかりました。レイアウトについて、今の現状からいいますと、これを変えていく  
というのはなかなか厳しいものがあると思います。また、これから入ろうとする部分も、今  
現在、あのスペースで何ができるのだということもありますので、その辺を質疑させていた  
だきました。

今回の指定管理者の管理運営業務の満了に伴いまして、新たな応募が1者、塩釜港開発株式  
会社が応募に至ったわけでございますけれども、その審査結果を見ますと、やはり評価点数  
が70.3点ということで、70点の選定基準に0.3点上がったわけで、結果的にこれが選定された  
わけでございますけれども、私も大変安心したわけでございます。もし下がった場合にどう  
なるのかなという部分がありますけれども、70点まで点数がいかなかった場合、この部分は  
どうなっていくのかなというのが心配されるわけでございます。

そこで確認ですが、塩竈市が大株主、また筆頭株主として、また塩釜港旅客ターミナルの施  
設に市としてどのように今後運営に携わっていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 マリンゲート塩釜、いわゆる塩釜港旅客ターミナルの今後の運営管理についてのご  
質疑でありました。

この施設につきましては、平成の7年度でありましたか、オープンをさせていただいた施設  
であります。実は旧来ありました旅客ターミナルがプレハブの状況でありまして、訪れてい  
ただきます観光客の方々にはかなり厳しい条件の中でご活用いただいております。

そういったことを踏まえまして、県と塩竈市が協力しながら、ベイエリアの快適な公共空間  
というような形で、このマリンゲート塩釜の着工に至ったというふうに記憶をいたしてお  
ります。

今も東北で初めてでありますかね、現在は6つか7つがありますが、みなとオアシスの指定  
もいただきながら、大勢の方々にご来訪いただいていることは事実だと思っております。

ただ、一方で指定管理者であります塩釜港開発株式会社が悪戦苦闘されているということに

については、我々も大変憂慮をいたしているところでもあります。先ほどいろいろお話をいただきました、合格点ぎりぎりだということについては、利用者の方々のやはりまだ満足度が低いということでもありますし、我々もその評価をもっと高めるために、行政から何を指導し、あるいは行政が塩釜港開発株式会社と一緒に、その海辺の快適なこういう親水空間をどう活用していくかということについては、我々も大きな責任があるものと考えているところでもあります。

今回このような厳しい評価であったということについては、私からも塩釜港開発株式会社にお伝えをしながら、早急にそういった改善策ということに塩竈市もともに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。いろいろ市長からもございましたけれども、今回の指定管理という形で継続になったわけでございます。それで、今回の大株主といいますと、やはり塩竈市は筆頭株主でございますけれども、この2番目に挙げられる、やはり県も大株主になるわけでございますけれども、県の考え方というのは何か出ているのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 宮城県の考え方でございますが、ただいま市長がご答弁申し上げました。宮城県は、塩竈市がまずは最大手の株主ということで、塩竈市が考えられる、あるいは捉える方策等について、県といたしましても支援をしてまいりたいというようなお話をいただいております。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。そこで、現在、収益を考えていきますと、本当に今後も大変厳しい経営になっていくのかなという部分が思われます。テナント誘致ができないということであれば、やはりこの今回、この間の総括質疑でもありましたように、2カ年赤字になってしまったという部分が多々ございます。

平成13年度、10月に旅客ターミナルの施設は、塩竈市が第三セクターの塩釜港開発株式会社から11億3,684万円で譲渡を受けたわけでございますけれども、今後、塩竈市が直接管理でき

るのか、その前にこの減資というの、資料No.5の72ページでございますけれども、減資についてその方向性がございましたけれども、ここで減資について、今現在、どのように進んでいるのか、また、この期間というのは、減資をやる期間というのは、どのようにやっていくのか、その辺もちょっと確認させてください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 菅原委員から、減資と、多分会社のほうで減資を考えているんじゃないかというようなことでお話、ご質疑をいただきました。今会社のほうでは、経営改善計画を今策定いたしましたして、来る12月25日の日に定時株主総会が開催されまして、経営健全計画につきまして、加藤社長から株主に対しまして、方針の説明があるということで、今我々も伺ったところでございます。

その中に、経営健全化計画の中の1つとして、減資も1つ考えられるということで、その考え方が示されると思っております。そして、いろいろな経営改善策が書かれてありますので、その減資そのものがすぐというような手続にはならないかと思えます。ご承知のとおり、それぞれ株主の了承を得て初めて減資が整うということでございますので、これからその株主に対しまして理解をもらうための臨時株主総会とか、そういったような手続に入りたいと思っておりますので、我々はこういった部分の推移を見ながら、なおかつ先ほど来お話がありましたとおり、大株主として、筆頭株主としての考え方もございますので、いずれこういった部分については、この経営健全化計画をしっかりと分析をさせていただいて、そして改めて議会等の手続、公告等もありますので、議会の考え方もお聞きしながら、市として方針を示していくというような手続になろうかと思っております。これは県においても同じだと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上であります。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。これから臨時総会も、今も多分やっつけられるということでお聞きしました。あともう一つ、この減資の金額というのは何かある程度の値段というのは、どのぐらいやるということは、まだ出ていないですね。これからですね。いいです。ということでございます。わかりました。おおむね理解できました。

そこで、最後でございますけれども、塩竈市の直接の管理が、今回指定管理という形でなりましたけれども、やはり店舗、業績もかなり、大変厳しい部分に入って、運営になるわけで

ございますので、ぜひとも市が、1つの方法として聞いていただきたいのですけれども、やはり市の直接管理も必要じゃないかなという部分がございますので、その辺の部分も考えていただきまして、市が民間に委託をしていく運営も1つの手かなという部分がありますので、その辺も考えていただきたいなということで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 私からもマリゲートのところで質疑があるのですけれども、資料No.5の48ページ以降ですけれども、前回も指定管理者、選ばれた際に、経営計画を問われて、もちろん点数が一番よくて選ばれているという認識なのですけれども、そのとき前回出たものに対して、例えば分析ですね、結果を市としては分析をしているのかというところをお聞きさせていただいてもよろしいですか。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 済みません、その時点での分析評価、審査時点でのということでしょうか。

○志賀委員長 前回のそういった指定管理者の応募のときも、ちゃんと評価しているのですかということですか。高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 今時点での実績評価ということ。はい、前回の審査に対しましては、市としては実績評価をいたしております。その中身ですか。定例会初日の総括質疑のときにもお話ししたのですけれども、まず経営面としまして、単年度収支赤字というところで、その経営状況を改善するための経営改善策を今つくっているということでございます。

あと、2点目については、観光面ということでございますけれども、イベント開催、このようなことが継続的に開催していると。なかなか大幅なテナントの利益向上には直結しないのですけれども、市民の楽しめる施設として集客を図っているというところがございます。

あと、3点目の施設管理面ということで、建設からもう22年ですか、経過しているということで、震災の影響もありまして、そういうところにつきましては、かなりの修繕、迅速な修繕ということを会社のほうはやっているということで、そこについては満足度向上に努めているというように評価をしています。

以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。この結果、もちろん点数が下がって、この70.3というぎりぎりなところになっているというのは、やはりそういうことなんだろうなと認識するしかないのかなと思いますので、例えば目標としても細かく、市としてもやはり分析していかなくてはならないんじゃないかと。例えばテナントは何店舗中何店舗を埋めていくと。また、来場者は何名を目指すと。

あと、例えば、イベントの回数も今は具体的にということでしたけれども、例えば、もっと2回、3回と定期的に行っていくようなことを実施して、それに対して、何がニーズがあって、どれにお客様が魅力があって来ているかと、そういうところをもっとしっかり詳しく分析をした上で、その次の指定管理者の公募のときにきっちり生かすということをしていかないと、もちろん年数もたっていて、建物の現状もあるのだと思うのですが、そういうところの改善・修理等もお金もかかってくるわけですから、もちろんプラスにしていかなきゃいけないわけなので、もう少ししっかり分析を踏まえて、この評価点数等も踏まえてですが、していかなくてはならないんじゃないかと、一個人としての意見でございますけれども、しっかりとPDCAをしっかりと、しっかりと引き継ぎじゃないですが、分析をして、それを生かすというところに努めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

意見ということで大丈夫です。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言はございますか。伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと参考までにお聞きしておきたいのですが、議案第66号、資料No.5の3ページのところですが、提案理由はわかりました。それで、要するに市内の業者ですか、下水道事業等を行っている事業者等はどのぐらいあるのか、その辺だけ確認させてください。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 こちらに記載してあります指定工事店は約180店ほどであります。これは塩竈市内の業者さんだけではなくて、仙台や近郊の市町村も含めてでございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ちなみに市内はどのぐらいの業者さんというように考えればいいですか。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 申しわけございません、今ちょっと手元に資料がございませんで、後ほど答えさせていただきますと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 後ほど示していただければと思います。わかりました。

それから、廃棄物ですか、同じ資料No.5の9ページから11ページというところで、いろんな説明もございましたが、これは、こういったその廃棄物処理の業者さんというのはどのぐらいあるのでしょうか、事業所。それだけ教えてください。

○志賀委員長 木村環境課長。

○木村環境課長 今回の条例改正にかかわる技術管理者の部分でございますけれども、この技術管理者については、事業を適正に執行するための管理者になりますので、事業者の数とか、そういったことではないというような形になります。塩竈市におきましては、塩竈市清掃工場、それから廃棄物埋立処分場、そちらのほうに技術管理者を置くことになっておりますので、そちらのほうに配置しているというような状況になっております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。事業者でなくて技術者といいますかね、資格を有した方の関係での条例の提案と。理解しました。

それから、菅原委員からも質疑があったところで、関連をしてお聞きしたいのですが、同じ資料No.5の35ページ、菅原委員からもお話がありましたし、大体全体的には理解するところですが、1つは、本塩釜駅を見ると、今の正面から向かい側の北浜沢乙線のほうに、たしか鳥居がありますよね。案内的な、大きい鳥居みたいな。それなんかは今回、例えばポンチ絵的なものを見ると、一切なくなっているもので、植栽だけなのかなと、今後どうするのかなと、ちょっとその辺、いろいろ寄贈されたような経過もあるようですので、今後はどうなのかなと。その考え方だけ教えてください。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 駅前広場内には、実は設置してあるものとか、占有してあるものでも、60個ぐらい以上のものが、占有物としてありまして、今はそれを一つ一つについて所有者、あるいは占有者につきまして、ご協議をさせていただいているということで、その中で今お話

がありました。広告塔につきましては、昭和58年、仙石線が高架になったのが昭和56年なので、昭和58年に鹽竈神社さんでありますとか、あるいは観光協会、あるいは商工会議所、あと塩竈市もお金を出し合いましたてつくられたというような経過があるようでございます。

今現在は観光物産協会さんの所有になっているということで、我々といたしましては、観光物産協会さんと今協議をさせていただいておりますが、1つは、こちらの懸念といたしましては、年数がもう35年ほど経過する中で、ちょっと現物を見ますと、若干腐食等が見られているということがございまして、結構重量物でございますので、その辺も踏まえまして、どのような形でやるのか、もし万が一撤去というようなお話があれば、今回の工事の中でやれるということもあるか、結構経費がかかるものだと思いますので、その辺も含めまして、今ご相談させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 撤去というのはどうかなと。リニューアルして、やはり市のイメージアップにつながるように、やはり鹽竈神社のイメージをきちっと生かすと。植栽をつくってきれいにする。こと自身は何も悪いことではございませんけれども、いろんな歴史の詰まった、この門ですので、ぜひその辺はよく所有者の方と協議していただいて、観光に来る方々が、「ああ、ここは塩竈だなと、神社だな」というイメージを、ぜひ損ねないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あともう一つ、駅前広場との関係で、今後の動向もあります。例えば、いろんな案内の看板、よく道路沿いに立っているわけですね。それで、例えば、本町かいわいとか、あるいは、最近では注目を浴びている勝画楼とか、そういう案内の看板的なものを設置してもいいのではないかなと。あれば、私のね、捉え方が不足なのかなと思いますが、駅前広場の中でせつかくお客さんが来てね、「ああ、こっちに行けば神社に行けるし、勝画楼はここだな」という、その辺の工夫、対応なんかはどうされるのでしょうか。

○志賀委員長 本多都市計画課長。

○本多都市計画課長 委員がおっしゃられるとおり、駅を中心にいたしまして、神社方面、あるいはマリゲート方面というのが市の中心軸ということで、これは都市再生整備事業の中で、これまでも整備をさせていただいている中で、道路に茶色い、あのような案内板、あるいは、ところどころには観光の案内を、パネルを用いたような案内板、あとはそれぞれの地

名の由来等を書いた道標という形で、石でつくったもの等々を、今までも数多く設置をしておりまして、ポイント、ポイントには、駅からの動線、歩行動線という観点で整備をさせていただいておりますので、なお、不足する部分があるのであれば、今後また調整しながら、その事業の中でやらせていただければというように思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ぜひそういうものも長期に活かさせていただいて、塩竈の魅力をぜひPRしていただければと思います。

ちょっと資料No.5の33ページに戻って、先ほど21カ所の道路附属施設修繕というのはわかりました。それで、喫緊といいますかね、当面の安全対策ということですが、ちなみに参考としてお伺いしたいのですが、道路反射鏡や道路照明灯、ガードレール、ネットフェンス、こういうのはどのぐらい市内で設置されているのか、わかりますか。

○志賀委員長 星土木課長。

○星土木課長 お答えいたします。

道路反射鏡につきましては、今回の調査で、実数で660カ所ほどございました。道路照明灯につきましては、今現在LED化を進めておりまして、約670カ所ほどございます。ガードレール等につきましては、申しわけございませんけれども、現在数値的なものはちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そのうち、そうすると、6カ所、4カ所ですので、本当にこう、喫緊にどうしても必要だということは理解するところですので、今後、市民の安全の上でも、ぜひ対応方よろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に何点か確認のためにお聞きしたいのですが、港湾漁港災害復旧工事ということで示されまして、資料No.5の45ページで、バックヤードでその議案第75号の一括して発注、県への委託というのは理解するところですが、それで、教えてほしいのは、例えば、濃い青色のところは県仙台塩釜港湾事務所管理だとか、あるいはその青っぽいところが県の仙台土木事務所、それから市の管理が少し赤っぽいところというところで、こんなに区分されています。それで、そういうふう、なぜ区分されたのか、理由がよくわからないので、私の勉強不足なのかどうかわかりませんが、その辺の理由だけ教えていただければと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 済みません、何か後ろから発言がなかったもので。例えば、仙台塩釜港、塩釜港区海岸については、港湾区域がここまで入っているという意味合いであります。それから、野々島地区の毛無崎護岸のところについては、漁港海岸がこの境目にあるということであり、それらに属さないものについては、先ほど仙台土木事務所が管理ということで申し出ておりましたが、建設海岸という、大きくはそういう仕分けになるものと思っておりますので、そういったことで区域がここにかかっているということでご理解をいただければと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。さすがによく歴史を踏まえて、ありがとうございます。

先ほど菅原委員からも指摘があったと思いますが、資料No.5の43ページ、北浜地区災害復旧工事、再工事というのですか、私どももやはり、工事が中断して会社が事実上経営できなくなったというところで、破産手続になったという経過があるのですが、先ほどのその回答の中でも、県が大変心配していると。指導しているということですが、この指導の内容というのは、県の指導というのは、具体的にはどんなことなのか教えてください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、工期が平成32年度いっぱいというような期間が決められているというようなことが1つでございます。あと、もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、残工事で本当に他の建設事業者が参加してくれるのかと。特にこの現場につきましては、もう既に発注して、例えば、コンクリートブロックとかがもう発注されてあるわけなのです。それを使って工事をするというような、そういう仕事内容もありますので、果たして一から受けてくれるかというような、県のほうで心配していただいているところもありますし、あと国道を渡って圧送管で水を抜くと、送るというような、そういったような難工事もあるというようなところで、本当にそういった部分では、しっかりとその期限内にできるのかというような、そういうご心配をいただいております。そして、一括発注できるのか、あるいは分割発注していいのかとか、そういったような、県のほうでも21件のそういったような被害も、被害というか、契約の変更をした部分もありますので、こういったものを総合的に考えながら、それぞれの自治体、5自治体でございますので、そういったような部分で、県のほうでも相談に乗っていただいているというような状況であります。

以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。かなり業者が決まらないとどうしようもないというかね。それは理解するところですが、例えば、平成32年度までかな、復興期間、復興集中期間。そうすると、これを見ると平成33年度竣工ということで、例えば、施工、悪い例でいえば、復興集中期間が終わっちゃったという形になると、どうなるのかなと。その辺の、その後業者さんが見つかって工事がスムーズに進んではいるのですが、その辺の捉え方、考え方はどんなものなんでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 少なくとも我々、あと2年以内で終わらせると。2年、あと3カ月ぐらいございます。早急に予算を改めて編成して、議会にお認めいただいて、この2年3カ月内でしっかりと事業を完了させたいと。その後、その先どうなる、だめなんだという場合についてのお話は、今この時点で申し上げる内容ではございませんので、まずは災害復旧をこの2年3カ月の中でしっかりと終了させるということでおります。

以上であります。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 いわゆる集中復興期間が10年で、果たして全ての被災地が事業を完了できるかということについては、例えば宮城県の市長会でも今大きな問題になっております。したがって、復興庁あるいは宮城復興局にお邪魔をさせていただきながら、10年で全て切られるのは大変に厳しいのではないかとというようなご要望等も既に申し上げさせていただいております。

ただ、そういったことに対して、今、明確なご回答がないといったようなのが現状であります。やはり基本は10年間で完了していただきたいというような状況でありますので、今後も引き続きそういった事案につきましては、ぜひ国から被災地に対するご支援を頂戴できるような制度を構築をしていただきたいということで、要望を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 課題といいますかね、重要な案件ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、これで、たしか10月ごろですか、北浜公園のここの関係で市民説明というのかね、やら

れましたけれども、それはどのような、この案件も含めてトータルで説明されたのかどうか、ちょっとそこだけ概要をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 説明会のお尋ねでございました。10月26日に保健センターで北浜公園の整備についての説明会を開催させていただきました。それで、このエム・テックの工事ですが、予定どおり進めば来年の3月に完了予定でございました。完了した後、平成31年度に公園自体の整備をするということで、今年度、設計作業、公園の設計作業を行ってまいりましたが、確かにエム・テックのその問題と時期的に重なってしまって、タイミングが悪かったことに関しては、大変申しわけなかったと思っております。

それで、説明会自体は、公園の整備内容について、内容も全て固まってしまう前に、市民の皆さんの意見を伺って、少しでも取り入れられるものは取り入れていこうという趣旨での、思いでの開催でございました。ですので、今回のエム・テックとは関連はありません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市民から出された要望的なもの、今後も、破産したのはまず別にしても、この公園への市民の願い、思いの声というのはどんなものでしたか。内容的には含んでいましたか。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 ちょっと手元に資料がないので、私の記憶の中だけの話になってしまうのですが、10月26日にお示しさせていただいた公園の内容には、トイレが入っておりませんでした。そのトイレに関して、トイレを利用する際にやはり必要じゃないかというご意見ですとか、あとは公園内の植栽について、高木、桜がいいですとか、あとは多目的広場ということで、張り芝で皆さんが自由にお使いできるような提案をさせていただいていたのですが、芝生じゃなくて土でいいんじゃないですかというような、ちょっとそのような意見は頂戴したところでございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ市民の声をぜひ生かしていただいて、魅力ある公園整備に努めていただければ、幸いかなと思います。

マリンゲートの関係でだけちょっと、菅原委員も質疑をしたので、重複は避けていきたいと思いますが、そうすると、要するにテナントの家賃は条例で規定されているから、例えばこ

れを安くしていくということになると、議会上の手續が必要になると。前段ご説明のときにつくられた条例に基づいたものでもう、それで固まっているので、減免規定はないということですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、基本料金につきましては、条例で制定されてございます。ただ、指定管理者の中で、その一定の範囲の中で料金の減免の規定がございます。指定管理者のほうで一定の金額の圧縮というんですかね、そういった部分については許容範囲がありますので、その部分内での料金の圧縮は可能だということであります。

以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。指定管理の受けている方の許容のところというのは理解しました。

それで、先ほど減資の話も資料No.5の72ページのところで菅原委員からも質疑がされております。いつの議会のときか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、減資となると株式総額が11億円でしょうかね、そうすると、仮に減資となると、2つ考えられますよね。税のコストのいわば低減と、それから会社の信用度そのものの関係と、あとは累積欠損金をいわば貸借対照表上から減資した分で圧縮すると、こういう会計処理になるわけですがけれども、そういう、何かこれをコンサルタントに調査をお願いしたような総括質疑もあったので、そこも含めての調査をコンサルタントにお願いしたのか。あるいは、これからも、12月25日の株主総会での話し合いなり、今後の臨時総会と、このように捉えてよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 減資の額をどうするかという部分については、まだ我々、こういったお話を伺ってございません。今、委員がおっしゃっているとおり、考え方というのはそのとおりでございます。例えば、会社の体力に合った資本金に圧縮していくか、あるいは今現在、貸借対照表上の欠損金をなくしたものを、減資の方法、いろいろ方法、ございますので、この辺は我々もしっかりと会社の方針を伺ってまいりたいなと思っておるところでございます。

以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前段の総括質疑でも、たしか4者か5者ぐらいですか、前段の公募の名前が上がっ

たというように捉えたのですが、実際に応募したのは1者ですよね。（「4者」の声あり）4者か。4社が1者の話になって、そうすると、塩釜港開発株式会社の1者が残ったというところで、ちょっと推察して考えると、やはりこの累積欠損金のところでの負担感というか、やはりそれがあるのかなとは……。ちょっと違うのかな。ちょっとその辺の状況だけ、よくわからないので教えてください。4者の、応募したところの関係はどういうところだったのかだけ聞いておきます。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

今伊勢委員からご質疑のありました4者といえますのは、今回の指定管理者を募集するに当たりまして、10月22日に開催いたしました説明会にご参加をいただいた企業さんでございませぬ。そのうち1つは塩釜港開発株式会社ということになります。

その影響といえますか、ご質疑でございましたが、あくまでもその累積の欠損等々があると、あるいは今回減資というよりも、経営改善の一部だというのは、これは1つの会社としての塩釜港開発株式会社の課題でありまして、マリンゲート塩釜の指定管理を行う業務とは、これは関係ございませぬので、その辺はご理解頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ほかに発言はありませんか。志子田委員。

○志子田委員 私から1点だけ。議案第70号の下水道事業の補正予算なのですけれども、決算の整理に向けた分の計算も出ているようですので、ちょっとお聞きしたいのは、資料No.4の30ページと資料No.4の32ページのところの消費税の関係で1億3,774万84円というのと、それから32ページで1,500万円の関係について、その辺の説明だけよろしく願いいたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 お答えいたします。

資料No.4の29ページ、30ページに記載がある1億3,770万8,000円の消費税還付金についてのご質疑でした。今回、消費税の申告に当たりましては、下水道使用料のほかに工事費も含めた売り上げで納付書が送付されます。それに対しまして、工事費等につきましては、工事請負代金に消費税も加算して、市から直接税務署に払うのではなくて、業者さん経由で消費税を払うものですから、その分を控除して確定申告を行って、その差額の分は今回還付というようになっています。

それで、次のページの1,500万円につきましては、当初1,500万円を納付すればいいだろうと  
いうことで、市で予算を組んでいたものが、逆に還付があったもので減額をするというよう  
な内容になっております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。30ページの方は工事費の関係だということでご  
ざいましたので、あとそういうものは有効に活用していただきたいと思います。

以上です。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関下水道課長 先ほど伊勢委員のご質疑にお答えできなかった部分と、一部訂正で発言させて  
いただきたいと思います。

先ほど市内の指定店の数ということで、私、最初180店というふうに答弁してしまったので  
すが、それは責任技術者の数でした。大変失礼しました。

それで、指定店の数につきましては135店でございます。市内の業者数につきましては22店  
というようになっております。

以上です。

○志賀委員長 暫時休憩します。ちょっと交代します。

午後0時15分 休憩

---

午後0時15分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

志賀委員。

○志賀委員 私から、マリゲートの旅客ターミナルの指定管理者の件について、何点か質疑を  
させていただきたいと思います。資料No.5から、49ページです。まず、市の職員の方が選定  
委員会をやっているということで、5名ということなのですが、部長、課長ということでお  
聞きしているのですが、そのほかにどなたがこの選定委員会の委員としてやられているの  
か、具体的に教えていただけますか。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 今回は有識者の方2名に入っていました。1名につきましては、経

営の面から塩釜商工会議所の方、あともう1名につきましては、交通観光などの面からJR東日本の仙台支社の方に審査委員としてお入りいただきました。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私がお聞きしたのは、市の職員はどなたとどなたがやられているのですかということをお聞きしたのです。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 申しわけありません。市の職員につきましては、産業環境部をメインに、産業環境部長、私、観光交流課長、水産振興課長と産業環境部次長で、5名です。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、まず公募をしたときに、説明会に4者の方が来られたということで、塩釜港開発株式会社以外の会社、どこの会社かはちょっと教えていただけませんか。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋商工港湾課長 会社名ですか。（「ええ、そう」の声あり）太平ビルサービス、同和興業、鈴木設計事務所の者です。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それで、総括質疑のときに、高橋課長が、何でこの団体の方が、3者が辞退されたかということについては、何か原因を聞いていないというような、ちょっと発言があったかと思うのです。理由を、原因じゃない、理由ですね。そうすると、その辞退した理由というのがわからないと、今後の公募に当たって、その対策、新しく公募、参加してもらおうということが、なかなかクリアできないんじゃないかなというように危惧するわけですね。私はマリゲートについては前から何かちょっと塩釜港開発以外の方が参加しやすいような、そういうようにつくるべきじゃないですかということで発言させていただいているわけですが、またこの3年後、また同じようなことになりかねないわけですね。

ですから、やはりその辺の調査というものをきちんとしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 今ご質疑の中で、辞退というお言葉を頂戴いたしました。今回の方々は、我々は説明会を開催し、そこにまずご参加を頂戴したと。それで、その後この指定管理者の候補者としての応募をなされなかったということで、我々からその、何でしょう、例えば指名をして、それを辞退されたということではございませんので、まずその意向として、説明会は聞きました、ただ、私は参加しません、これはする、しないということの意思表示というか、そういったものを私どもは求めておりませんので、締め切りまでにご応募いただけたところにつきましては、書類を提出していただくという流れでやっていますので、まずそこは1つ押さえていただきたい。

ただ、今おっしゃっていただいている部分につきましては、今後はやはり機会があれば、いろいろとお尋ねする機会があれば、また聞いてみたいというように思います。よろしく願いいたします。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、応募しないという、その理由が根本的にわからないと、その要件についての見直し等もできないと思いますので、そのところをやはりしっかり状況を把握していただけたらなと思います。

それと、この資料を見ていますと、評価点のところはいろいろ書いてあります。ただ、そのテナントさんから見た指定管理者へ対する評価というのは全く考慮されていないわけですね。本来は、ここが一番大事なところじゃないかなと私は思うんですね。私も何度かそのテナントさんにずっと聞いて歩いたわけですがけれども、ずっと不満があるわけですよ。結局、観光船でおりた、そうするともう8割の方が通過していきだけ、トイレを使うだけと。それで、言い方は悪いのですけれども、カルガモさんご一行だというような表現をされている方もいらっしゃいますけれども、そこの不満を解決していかないと、塩釜港開発株式会社が単年度で黒字になりました、赤字になりましたというよりも、テナントさんがちゃんと商売が成り立つような考察をきちんと立てていかないと、テナントの入居率はどんどんどんどん下がるわけですよ。商売にならなければ大変なわけです。

それと、テナント料にしても、これは以前、テナントにいた人から話を聞いたのですが、何かかなりの差があって、それがわかったとき、腹立たしかったとかというようなこともあったようですけれども、やはりそういったところも、後でわかると、結局、そこに不信感を抱かれますし、そういった話が広がっていく可能性もありますので、そこの部分をもうちょっ

とクリアにさせていただく方法を考えていただきたいなと思いますね。確かに幅はあってしかるべきだと思いますよ。ただ、幅があってしかるべきなのですが、やはり、その一定の幅の中で、その市が決めた幅の中で、一定の金額でテナントに入ってもらおうという、足元を見て値段決めるんじゃないくて、今は最低限この値段ですから、ここでやってくださいというようなことも、やはり当然決めていかないと、後でわかったときに、「何だ、俺の高くて」ということになりますので、そういうことにならないようにまずはお願いしたいということですね。

それと、ここにいろいろ方策として、住民の平等利用、観光客、地元の買い物客、研修室の利用者と、分け隔てなく、というようなことも書いてあるわけですが、例えば港湾部側の駐車場ありますね。要するに観光バスがとまる場所ですね。ここは無料なわけですね。それで、あそこの駐車場の出入りは遊覧船の会社かな、何か管理をしていらっしゃるようで、それで前にもこのことを言ったのですが、結局、一般車両が来るとけんもほろろにだめだと言って、あっち行けとやっているようなんですね。そうすると、そういうことも、一般市民の方がわざわざ駐車料を払ってあそこに買い物に行くかといったら、なかなかそれはまた難しい話ですし、それで駐車料金を払って、ゲートがあって、それが券をもらえれば無料になりますよという仕組みではあるのしょうけれども、やはりその無料でフリーパスで入れる駐車場というものをオープンにしていかないと、やはり市民の方も入りづらい。そして、遠方から来られた、あそこに目的で来られた方にしても、じゃあゲートがあったら駐車料金払うのと、じゃあやめるわというようなことにもなりかねませんので、やはりそのところをまず改善していく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺、どうでしょうか。

○阿部副委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、駐車場の管理、案内等についてお話をいただきました。実は私もそういう場面にあって、すぐさま関係者には改善の要望についてお話し申し上げたことがあります。恐らく今はそういったものはなかろうかと思いますが、一時期はそういったような占有的な利用をされた時期がありましたので、これについては我々、気がついて、すぐに改善の要望をさせていただいたところです。

以上であります。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、観光客の方がこういったときに、簡単に気軽に入れるような場所にしていただければと思います。

それと、いろんな方策が書いてあるわけですね。改善策ということで。ところが、それは平成27年度の分も、私ちょっとたまたま手元にあったものですから、読み比べたのですが、中身的にはほとんど変わりなくて、具体的な策が何もないと。ただ文面が並べられているだけで、本当にこれで大丈夫なのかなという感じがまずしたわけですね。

それで、その中で、特に私が思ったのは、賑わいの創出の評価点が8点と。この8点をつける人の感性は、どういう感性なのだろうかという、平均ですよ。だって、実際にテナントさんから見たら、お客さんは通り過ぎるばかりで、さっぱり商売にならないと言っている中で、賑わいの創出が8点、「ええ、これって単純におかしいよね」と私は思ったわけですよ。ですから、どなたが、どういった方々が評価されたのですかと聞いたわけですね。それで、ここで1点下がると、もう70点を割っちゃうわけですね。そうすると、指定管理者候補者としての基準がクリアできないということになる。

ですから、そういうところももうちょっと真摯に受けとめていただいて、やはり塩釜港開発株式会社にしっかりとその対策を立てていただくということがまず大事なことはないかなと思います。

あと、これは民間の会社でも、やはりだめになって立て直したのに、外部から経営者を連れてきてがらっと変わって採点すると、最近では日産のゴーンさんが、立て役者だったのがね、今はもう何か犯罪者扱いされている状況もありますけれども、ただ、企業というのは中身ががらっと変わらないと変われないんですよ、残念ながらね。人が変わらないと、変わりません。同じ人がやっているといつまでも同じこと、そこから抜け出せません。

そういった意味では、やはり指定管理者というのを変えるのか、それとも今やっている指定管理者の方々の陣営を一新するのかということを実際に考えないと、また3年間同じことがずっと続いて、結果としてだめでしたということになってしまうだろうと私は予測します。だって、この3年間、変わったものは、何も変わっていないですもん。残念なことだね。

そのところをやはり、最大、一番の大株主として塩竈市できちっと塩釜港開発株式会社に提言していただければなというように思いますし、あと減資についてもやはり、これも私は前からお話ししていますけれども、きちんとタイムスケジュールを立てて、それでまた我々に、議会に、ぜひとも近々にお示しいただければなと思います。これも要望としてお話しさ

せていただいて、私の質疑を終わります。

○阿部副委員長 暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

---

午後0時28分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

午後0時29分 休憩

---

午後0時29分 再開

○志賀委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第66号、第68号ないし第71号、第73号ないし第75号、第77号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第66号、第68号ないし第71号、第73号ないし第75号、第77号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時30分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利

産業建設常任委員会 副委員長 阿部眞喜